

施設基準届出一覧（2025年9月1日 現在）

基本診療料

- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算 2
- ・ 歯科外来診療感染対策加算 3
- ・ 一般病棟入院基本料
- ・ 精神病棟入院基本料
- ・ 総合入院体制加算 2
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 超急性期脳卒中加算
- ・ 診療録管理体制加算 1
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1
- ・ 急性期看護補助体制加算
- ・ 看護職員夜間配置加算
- ・ 看護補助加算
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 無菌治療室管理加算 1
- ・ 無菌治療室管理加算 2
- ・ 放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による場合）
- ・ 緩和ケア診療加算
- ・ 精神科身体合併症管理加算
- ・ 精神科リエゾンチーム加算
- ・ 摂食障害入院医療管理加算
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 医療安全対策加算 1
- ・ 感染対策向上加算 1
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症患者初期支援充実加算
- ・ 報告書管理体制加算
- ・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ ハイリスク妊娠管理加算
- ・ ハイリスク分娩管理加算
- ・ 後発医薬品使用体制加算 1
- ・ バイオ後続品使用体制加算
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 1
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 2
- ・ データ提出加算
- ・ 入退院支援加算
- ・ 認知症ケア加算
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算

- ・ 精神疾患診療体制加算
- ・ 精神科急性期医師配置加算
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ 地域医療体制確保加算
- ・ 特定集中治療室管理料 1
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料 1
- ・ 緩和ケア病棟入院料 1

特掲診療料

- ・ ウイルス疾患指導料
- ・ 外来栄養食指導料の注 2 に規定する基準
- ・ 外来栄養食指導料の注 3 に規定する基準
- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料の注 2 に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- ・ がん患者指導管理料イ
- ・ がん患者指導管理料ロ
- ・ がん患者指導管理料ハ
- ・ がん患者指導管理料ニ
- ・ 外来緩和ケア管理料
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 小児運動器疾患指導管理料
- ・ 婦人科特定疾患治療管理料
- ・ 腎代替療法指導管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・ 院内トリアージ実施料
- ・ 夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算
- ・ 外来放射線照射診療料
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・ 連携充実加算
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ 療養・就労両立支援指導料の注 3 に規定する相談支援加算
- ・ 開放型病院共同指導料
- ・ がん治療連携計画策定料
- ・ 外来排尿自立指導料
- ・ ハイリスク妊産婦連携指導料 1
- ・ ハイリスク妊産婦連携指導料 2
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ こころの連携指導料（Ⅱ）

- ・ プログラム医療機器等指導管理料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ 医療機器安全管理料 2
- ・ 医療機器安全管理料（歯科）
- ・ 精神科退院時共同指導料 1 及び 2
- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・ 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- ・ B R C A 1 / 2 遺伝子検査
- ・ がんゲノムプロファイリング検査
- ・ H P V 核酸検出及び H P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・ 検体検査管理加算(I)
- ・ 検体検査管理加算(IV)
- ・ 国際標準検査管理加算
- ・ 遺伝カウンセリング加算
- ・ 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ・ 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ ヘッドアップティルト試験
- ・ 神経学的検査
- ・ 小児食物アレルギー負荷検査
- ・ 内服・点滴誘発試験
- ・ 経頸静脈的肝生検
- ・ 前立腺針生検法（M R I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- ・ 精密触覚機能検査
- ・ 画像診断管理加算 1
- ・ 画像診断管理加算 2
- ・ C T 撮影及び M R I 撮影
- ・ 冠動脈 C T 撮影加算
- ・ 血流予備量比コンピューター断層撮影
- ・ 心臓 M R I 撮影加算
- ・ 乳房 M R I 撮影加算
- ・ 頭部 M R I 撮影加算
- ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・ 外来化学療法加算 1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料(I)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- ・ 運動器リハビリテーション料(I)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(I)
- ・ 摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2

- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・ 通院・在宅精神療法の注 8 に規定する療養生活継続支援加算
- ・ 精神科作業療法
- ・ 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- ・ 医療保護入院等診療料
- ・ 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- ・ 硬膜外自家血注入
- ・ 人工腎臓
- ・ 導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ ストーマ合併症加算
- ・ 歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・ C A D／C A M冠及びC A D／C A Mインレー
- ・ 歯科技工加算 1 及び 2
- ・ 組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）
- ・ 骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- ・ 人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- ・ 後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 緊急穿頭血腫除去術
- ・ 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・ 緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・ 緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- ・ 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 V 型（拡大副鼻腔手術）及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。）
- ・ 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
- ・ 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ・ 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（M R I によるもの）
- ・ 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- ・ 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科）
- ・ 乳癌センチネルリンパ節生検加算 1 及びセンチネルリンパ節生検（併用）
- ・ 乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ・ 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
- ・ ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- ・ 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は 1 肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）

- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
- ・ 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・ 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
 - 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- ・ 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ・ 胸腔鏡下弁形成術
- ・ 胸腔鏡下弁置換術
- ・ 不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- ・ 不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- ・ 経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ・ 両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ・ 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- ・ 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・ 大動脈バルーンパンピング法（I A B P法）
- ・ 経皮的下肢動脈形成術
- ・ 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・ 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- ・ 腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
- ・ 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・ 腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・ 腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・ バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・ 胆管悪性腫瘍手術（頭頸十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- ・ 体外衝撃波胆石破碎術
- ・ 腹腔鏡下肝切除術
- ・ 体外衝撃波砕石破碎術
- ・ 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ・ 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・ 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・ 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・ 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・ 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・ 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

- ・ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・ 人工尿道括約筋植込・置換術
- ・ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・ 腹腔鏡下仙骨腔固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
- ・ 周術期栄養管理実施加算
- ・ 輸血管理料Ⅰ
- ・ 輸血適正使用加算
- ・ 貯血式自己血輸血管理体制加算
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 歯周組織再生誘導手術
- ・ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・ 麻酔管理料（Ⅰ）
- ・ 麻酔管理料（Ⅱ）
- ・ 周術期薬剤管理加算
- ・ 放射線治療専任加算
- ・ 外来放射線治療加算
- ・ 高エネルギー放射線治療
- ・ 1回線量増加加算
- ・ 1回線量増加加算
- ・ 強度変調放射線治療（IMRT）
- ・ 画像誘導放射線治療（IGRT）
- ・ 体外照射呼吸性移動対策加算
- ・ 定位放射線治療
- ・ 病理診断管理加算2
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 口腔病理診断管理加算2
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 看護職員処遇改善評価料68
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料78

その他

- ・ 入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)
- ・ 酸素の購入価格の届出